

第12回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和3年7月30日（金） 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1番 嵯 峨 弘 巳

2番 押 切 秀 志

3番 橋 場 和 幸

4番 篠 原 弘

5番 百 々 栄 二

6番 山 下 康 紀

7番 谷 口 正 明

8番 宮 崎 義 幸

9番 新 井 功 仁 恵

10番 妹 尾 伸 二

11番 阿 部 栄 子

12番 白 川 英 之

4 出席職員 3名

事務局長 渡 部 直 人

農政係長 内 村 和 樹

農地係 長 島 宇 哉

5 議 事

- 日程第 1 総会成立報告
- 日程第 2 開会
- 日程第 3 議事録署名委員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 会務報告
- 日程第 6 報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について
- 日程第 7 議案第 1 号 土地の現況証明願について
- 日程第 8 議案第 2 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
- 日程第 9 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 10 議案第 4 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について
- 日程第 11 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について
- 日程第 12 議案第 6 号 農用地利用集積計画作成要請について
- 日程第 13 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第12回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。

一番草の収穫が終了し、二番草の刈取りがあちこちで始まっておりますが、先月より続く好天のため、雨が少なく干ばつ気味で、二番草の生育に心配な状況が続いております。また、気温が高い日が続く、牛の健康状態はもとより、人の健康も心配される状況がまだまだ続く予報が出ておりますので、健康には十分留意されますようお願いいたします。

また、コロナウイルス感染者が一向に減少しない状況の中、町内でも先日1名の発症がみられるような状況になっております。ワクチンの接種もまだ数ヶ月かかると思われますので、感染対策をしっかりとしながら会議を開催したいと思います。

本日は報告1件、議案6件を提案させていただいておりますので、慎重審議をお願いし、開会したいと思います。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、7番谷口委員、8番宮崎委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

(会務報告あるも省略)

議 長

事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号 農地法第4条の規定による許可申請に伴う指令書の交付についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

報告第1号 農地法第4条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第4条第3項の規定では、「農業委員会は転用許可に係る申請書の提出があったときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事に送付しなければならない。」とされており、同条第4項では、「前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。」とされております。

本案は、5月27日開催の第10回総会において審議がなされました農地転用許可申請1件に対する許可指令書の交付でございますが、

整理番号1は西円朱別西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏が、農業用施設（〇〇牛舎、〇〇牛舎）の建設に伴い北海道知事に農地転用の許可申請を行っていたものですが、7月〇日付け釧農務第〇〇〇号指令により許可決定の通知をいただき、7月〇日に農業委員会より指令書の交付を行っております。

以上、ご報告申し上げますので、ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、報告第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

（質疑なしの声）

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、報告第1号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

（異議なしの声）

議 長

異議なしと認めます。
よって、報告第1号は、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第1号 土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第1号 土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第9の4の（4）の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は、2件の現況証明願でございますが、

浜農委3-7号の願出人は、釧路市〇〇町〇〇番〇号、〇〇〇〇氏、願出地は円朱別西〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇, 〇〇〇㎡で、登記地目変更後の売却を目的とした現況地目の確認でございます。

次に、浜農委3-8号の願出人は、釧路市〇〇町〇〇番〇号、〇〇〇〇〇氏、願出地は円朱別西〇線〇〇〇番、〇筆、面積〇, 〇〇〇㎡で、登記地目変更後の売却を目的とした現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、橋場委員、篠原委員、百々委員により7月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願出地は、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては、長島主事の方から説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事 (説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。
調査委員の方々、何かありませんか。

調 査 委 員 (なしの声)

議 長 特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。
浜農委3-7号について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、浜農委3-8号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、浜農委3-7を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、浜農委3-7号は、原案のとおり可決されました。
次に、浜農委3-8号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、浜農委3-8号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号においては、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされております。また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されております。

本案は、2件の届出でございますが、

整理番号1は、円朱別西〇線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏が、円朱別西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は円朱別西〇線〇〇番〇、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡、契約期間は平成〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇年〇〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により令和3年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

次に整理番号2は、円朱別西〇線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏が、円朱別西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は円朱別西〇線〇〇〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡、契約期間は平成〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇年〇〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により令和3年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては農政係長の方から説明させますのでよろしくご審議くださるようお願いいたします。

農 政 係 長

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第2号の質疑を行います。

まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

事務局長 日程第9 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
します。提案の理由を事務局より説明させます。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその
内容をご説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又
は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定す
る場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなけれ
ばならない。」とされております。

本案は、売買による権利の移転3件、使用貸借による権利の設定2件、賃貸借に
よる権利の設定2件、合計7件の許可申請でございますが、

整理番号1の権利を移転する者は、円朱別西〇線〇〇番地、〇〇〇氏、対象地は
円朱別西〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇,〇〇〇㎡で、この土地を〇〇県〇
〇〇〇市〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇に売買による権利の移転、

次に整理番号2の権利を移転する者は、釧路市〇〇町〇〇番〇号、〇〇〇〇氏、
対象地は円朱別西〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇,〇〇〇㎡で、この土地を
〇〇県〇〇〇〇市〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇に売買による権利の移転、

次に整理番号3の権利を移転する者は、釧路市〇〇町〇〇番〇号、〇〇〇〇〇氏、
対象地は円朱別西〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇,〇〇〇㎡で、この土地を
〇〇県〇〇〇〇市〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇に売買による権利の移転を
行おうとするものでございます。

議長 ありがとうございます。
それでは、これから議案第3号の質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。
10番、妹尾委員。

妹尾委員 素朴な質問ですが、金額的にみても農業委員会が金額の評価をしてはいないと思いますが、売買価格についても極端に高いわけでもないのに、それをなぜ町外の〇〇に売ることなのか、個人の契約に口を挟むことは出来ないと思いますが、町内に引き留めることは可能か？アンケート調査もして、浜中町内は農地足りないと言っているのに、その辺はもうどうしようもないことなのか？

農政係長 こちらですが、農地法3条の相対で〇〇〇さん本人がこの〇〇に売りたいということなので、集積等でしたら当然農地利用協議で地域の皆さんにという話になると思いますが、今回に関しましては本人のご希望ということですので、価格についても双方納得してこの価格であげてきているでしょうし、この他にもこれは農地だけの金額ですが、建物の金額も契約書には載っておりましたので、双方合意の上でこれであがってきておりますので、特段それに関してこうしたほうがいいのかというのはいえない形にはなりますので、ご了承いただければと思います。

議長 少し補足しますけれども、こういうパターンは町内では今まであまりみられなかったが、全くなかったわけではなく、〇〇〇〇の〇〇〇〇も考えてみれば、一部〇〇からの買い取りという形にはなるが、まるまる町内以外の方が買うというのは、あまりないケースではあります。ただ、法律上ですとか農業委員会の対応として、それを阻止できるかは今の法律上では現実無理だということをしつこく申し上げたいと思います。あと、〇〇〇〇と〇〇さんは全く飛び込んできたわけではなく、〇〇の関係で取引先という話もありますので、全く他から引っ張ってきたのかどうかは分かりませんが、経過としてはそういう経過を踏んでおります。本来でしたら町内の不足している農家が最優先されることですが、あくまでも3条申請ということで、双方の依頼のもとに出された申請については農業委員会としてはだめだということにはならないというのが、今事務局から説明したとおりなので、ご了解をいただきたいと思います。他に何かございませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号6の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号7の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号1～7を採決いたします。お諮りします。 整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号6を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号7を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号7は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第4号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第4号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第6条第1項では、「農地所有適格法人であって、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされており、農業委員会はその報告に基づき、農地法第2条第3項で定められている農地所有適格法人としての要件を確認することとされております。

確認すべき要件としましては、

1点目の「法人形態要件」として、株式会社、有限会社、持分会社または農事組合法人のいずれかに該当しているか、

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1～4を採決いたします。お諮りします。

整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号5と6の質疑を行います。本案については、〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、これから、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号6の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号5を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号6を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室)

日程第11 議案第5号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第5号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申し出または農用地の所有者から利用権の設定等について、あつせんを受けたい旨の申し出があった場合には、それらの申し出の内容を勘案して認定農業者または認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされております。

本案は、売買1件による利用権設定の申出でございますが、

整理番号1は、熊牛東〇線〇〇番地、〇〇〇氏より、所有農地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡について、売買による利用権の設定申出でございますが、以上の調整に係る調整委員のご指名について審議をお願いするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては長島主事の方から説明させますのでよろしくご審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

まず、本案について、質疑があれば受けたいと思います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、調整委員の指名を行います。お諮りします。

調整委員の選出については、議長からの指名ということにしたいと思います。
よろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議がないようですので、私の方からご指名させていただきます。

調整委員については、農地部会の方々をお願いしたいと思いますが、よろしい
でしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、ただいま指名した農地部会の方々、調整をお願いいたします。

日程第 1 2 議案第 6 号 農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。
提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第 6 号 農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を
御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第 1 5 条第 4 項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は利用権移転 1 件の農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、
整理番号 1 の所有権を有する者は、茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、対象
地は円朱別西〇線〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇,〇〇〇.〇〇㎡で、借受人である、
円朱別西〇線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏の法人化に伴い、同住所の〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇に賃借権の移転を行おうとするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画
を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、概略につきましては農
政係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進
法第 1 8 条第 3 項第 1 号から第 4 号のそれぞれの要件を満たしておりますことを
申し添えいたします。

農政係長

(説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第6号の質疑を行います。○番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、これから、議案第6号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第6号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室)

日程第13 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長

次回総会日程につきましては、8月31日、火曜日、午前10時からを提案いたします。

議長

事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、8月31日、火曜日、午前10時からということによろしいでしょうか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議がないようなので、次回総会日程については、8月31日、火曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に附議された案件は全部終了いたしました。

これで、第12回浜中町農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時00分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 白川英之

浜中町農業委員会

7番 谷口正明

浜中町農業委員会

8番 宮崎義幸